

うなぎ稚魚漁業の許可方針 新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号。以下「規則」という。）第4条第1項第2号に規定する漁業の許可について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この方針は、規則第4条第1項第2号に規定するうなぎ稚魚漁業（全長21センチメートル以下のうなぎ（以下「うなぎ稚魚」という。）の漁獲を目的とする漁業）に適用する。</p> <p>(漁船の制限)</p> <p>第3条 使用する船舶（総トン数1トン未満の無動力船を除く。）は、漁船登録における漁業種類に当該漁業を登録すること。</p> <p>(許可の有効期間)</p> <p>第4条 規則第15条第1項第2号に規定する許可の有効期間は、1年とする。ただし、同条第2項の規定に基づき、期間を短縮する場合がある。</p> <p>(知事許可漁業の漁業種類、操業区域、漁業時期、漁業者の資格及び条件等)</p> <p>第5条 規則第4条第1項第2号に規定するうなぎ稚魚漁業の制限措置及び条件等は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 漁業種類 火光利用うなぎ稚魚すくい網漁業</p> <p>(2) 操業区域（地区）ごとの許可すべき漁業者の数及び第11条に規定する漁業従事者の数 別表1のとおりとする。</p> <p>(3) 推進機関の馬力数 定めなし。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号。以下「規則」という。）第4条第1項第2号に規定する漁業の許可について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この方針は、規則第4条第1項第2号に規定するうなぎ稚魚漁業（全長21センチメートル以下のうなぎ（以下「うなぎ稚魚」という。）の漁獲を目的とする漁業）に適用する。</p> <p>(漁船の制限)</p> <p>第3条 使用する船舶（総トン数1トン未満の無動力船を除く。）は、漁船登録における漁業種類に当該漁業を登録すること。</p> <p>(許可の有効期間)</p> <p>第4条 規則第15条第1項第2号に規定する許可の有効期間は、1年とする。ただし、同条第2項の規定に基づき、期間を短縮する場合がある。</p> <p>(知事許可漁業の漁業種類、操業区域、漁業時期、漁業者の資格及び条件等)</p> <p>第5条 規則第4条第1項第2号に規定するうなぎ稚魚漁業の制限措置及び条件等は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 漁業種類 火光利用うなぎ稚魚すくい網漁業</p> <p>(2) 操業区域（地区）ごとの許可すべき漁業者の数及び第11条に規定する漁業従事者の数 別表1のとおりとする。</p> <p>(3) 推進機関の馬力数 定めなし。</p>

新	旧
<p>(4) 操業区域 地区ごとの操業区域は別表1のとおりとする。</p> <p>(5) 漁業時期 1月1日から3月31日までとする。</p> <p>(6) 許可の条件は、次に掲げるとおりとする。 ア 当該漁業許可の漁業従事者は漁業従事者名簿（第8条第2項の規定により提出したものをいう。）に記載された者でなければならない。 イ <u>漁業従事者は採捕に従事するとき、他から見やすいように標識（第8条第2項の規定により提出したものをいう。）を着用（船舶にあっては、見やすい場所に掲げること。）しなければならない。</u></p> <p>ウ <u>イの標識には「うなぎ稚魚漁業」と表示するとともに、許可を受けた者の氏名又は名称、許可年度、漁業時期、操業区域並びに漁業従事者の氏名及び漁業従事者番号を記載し、漁業従事者の顔写真を貼付しなければならない。</u></p> <p>エ <u>漁業従事者は、イの標識を複写し、又は他人に譲渡し、若しくは貸与してはならない。</u></p> <p>オ <u>漁業従事者は、午前6時半から午後5時までの間は、採捕してはならない。</u></p> <p>カ <u>漁業従事者が採捕に従事するときにあつては、一人につき使用する漁具は集魚灯（うなぎ稚魚の集魚又は探索を目的とするものをいう。以下同じ。）1個及びすくい網1本とし、他の漁具を併用し、又は使用してはならない。ただし、複数の光源を容易に脱着することができないように一つに束ねた集魚灯は1個のものとしてみなすものとし、作業灯（漁場に移動するための照明を含む。）は集魚灯に含めないものとする。</u></p> <p>キ <u>漁業従事者は、魚類を誘導する副漁具（垣網その他類似漁具をいう。）を使用して（第三者が設置したものを利用する場合を含む。）、うなぎ稚魚を採捕してはならない。</u></p>	<p>(4) 操業区域 地区ごとの操業区域は別表1のとおりとする。</p> <p>(5) 漁業時期 1月1日から3月31日までとする。</p> <p>(6) 許可の条件は、次に掲げるとおりとする。 ア 当該漁業許可の漁業従事者は漁業従事者名簿（第8条第2項の規定により提出したものをいう。）に記載された者でなければならない。 イ <u>漁業従事者は採捕に従事するとき、他から見やすいように標識（第8条第2項の規定により提出したものをいう。）を着用するとともに、許可を受けた者から交付された漁業従事者証を携帯しなければならない。</u></p> <p>[追加]</p> <p>ウ <u>漁業従事者は、イの漁業従事者証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。</u></p> <p>エ 午前6時半から午後5時までの間は、採捕してはならない。</p> <p>オ <u>漁業従事者一人につき使用する漁具は一式（集魚灯1個及びすくい網1本）とし、他の漁具を併用し、又は使用してはならない。</u></p> <p>カ <u>魚類を誘導する副漁具（垣網その他類似漁具をいう。）を使用して（第三者が設置したものを利用する場合を含む。）、うなぎ稚魚を採捕してはならない。</u></p>

新	旧
<p><u>ク 漁業従事者が使用するすくい網の規模は、網口の周囲が3メートル以内、網の丈が1メートル以内とする。</u></p> <p><u>ケ 漁業従事者は、すくい網をひいて、うなぎ稚魚を採捕してはならない（ひき網の禁止）。</u></p> <p><u>コ 漁業従事者は、船舶を使用して採捕する場合、漁業従事者名簿に漁業従事者ごとに記載された使用船舶に乗船できるものとし、それ以外の者は乗船してはならない。</u></p> <p><u>サ 漁業従事者は、船舶を使用せず採捕する場合、遊泳し、又は浮き輪等の水中に浮かぶ道具を使用して、水面に漂いながら、うなぎ稚魚を採捕してはならない。</u></p> <p><u>シ 漁業従事者は、次条第2項及び第3項の知事が指示した日以降、うなぎ稚魚を採捕してはならない。</u></p> <p>(7) 漁業を営む者の資格は、次に掲げる条件を満たす者であること。 ア 県内に住所を有する個人又は法人 イ 操業区域に漁業権が設定されている場合は、当該漁業権者の同意を得た者 ウ 操業区域がうなぎの第5種共同漁業権が設定されている河川と隣接する場合は、当該内水面の漁業権者の同意を得た者</p> <p><u>(8) うなぎ稚魚漁業の採捕及び流通の適正化に資するため、許可を受けた者は、違法操業、不正規流通及び海難事故の防止を目的とする措置を講じるよう努めること。</u></p> <p><u>(9) 3年間連続してうなぎ稚魚の採捕の実績がない操業区域は、廃止するものとする。</u></p> <p>(採捕量の上限) 第6条 県内のうなぎ稚魚の採捕量（海面及び内水面含む。）の上限は、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第26条に規定するうなぎ養殖業の許可に基づく、県内の当該年11月1日時点に</p>	<p><u>キ すくい網の規模は、網口の周囲が3メートル以内、網の丈が1メートル以内とする。</u></p> <p><u>ク すくい網をひいて、うなぎ稚魚を採捕してはならない（ひき網の禁止）。</u></p> <p><u>ケ 船舶を使用して採捕する場合は、漁業従事者名簿に漁業従事者ごとに記載された使用船舶に乗船できるものとし、それ以外の者は乗船してはならない。</u></p> <p><u>コ 船舶を使用せず採捕する場合は、遊泳し、又は浮き輪等の水中に浮かぶ道具を使用して、水面に漂いながら、うなぎ稚魚を採捕してはならない。</u></p> <p><u>サ 次条第2項及び第3項の知事が指示した日以降は、うなぎ稚魚を採捕してはならない。</u></p> <p>(7) 漁業を営む者の資格は、次に掲げる条件を満たす者であること。 ア 県内に住所を有する個人又は法人 イ 操業区域に漁業権が設定されている場合は、当該漁業権者の同意を得た者 ウ 操業区域がうなぎの第5種共同漁業権が設定されている河川と隣接する場合は、当該内水面の漁業権者の同意を得た者</p> <p><u>[追加]</u></p> <p><u>[追加]</u></p> <p>(採捕量の上限) 第6条 県内のうなぎ稚魚の採捕量（海面及び内水面含む。）の上限は、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第26条に規定するうなぎ養殖業の許可に基づく、県内の当該年11月1日時点に</p>

新

- おけるにほんうなぎ稚魚の池入割当量の合計とする。
- 2 県内のうなぎ稚魚の採捕量が前項の上限に達すると知事が認めて指示した日以降は、うなぎ稚魚を採捕してはならない。
 - 3 全国のうなぎ養殖業の池入数量の管理のために国からのうなぎ稚魚の採捕停止の要請に基づき知事が指示した日以降は、うなぎ稚魚を採捕してはならない。

(報告の義務)

第7条 許可を受けた者は、採捕量、集荷量及び販売量の状況について、次の表の左欄に掲げる漁業時期の期間ごとに取りまとめ、同表の右欄に掲げる報告期日までに様式1により知事に報告しなければならないものとし、併せて、当該漁業に係る現場指導の状況について、漁業時期が終了した日から起算して10日以内に様式2により知事に報告しなければならない。ただし、同表の右欄に掲げる報告期日が高知県の休日~~を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日~~に当たるときは、その日後の直近の県の休日以外の日を報告期日とする。なお、この条の規定による報告徴収は、漁業法（昭和24年法律第267号）第176条第1項の規定に基づくものとする。

漁業時期の期間(各月ごと)	報告期日
1日から同月15日まで	同月25日
16日から同月末日まで	翌月10日

- 2 前項の規定にかかわらず知事が求めたときは、許可を受けた者は、採捕量、集荷量、販売量及び指導の状況を取りまとめ、指定された期日までに書面をもって知事に報告しなければならない。
- 3 許可を受けた者は、知事の指示する日時及び漁業時期の期間の終了後、採捕量、集荷量及び販売量の状況を取りまとめ、速やかに書面をもって知事に報告しなければならない。
- 4 許可を受けた者が第1項の規定による報告を正しく行わなかった場合は、当該報告期日の属する年度の翌年度の許可すべき漁業者の数から当該許可を受けた者であって同項の規定による報告を正しく行わなかったものの数を差し引くものとする。

(許可等の申請)

第8条 許可等の申請の種類は、次に定めるとおりとする。
(1) 新規・更新許可申請（規則第11条）

旧

- おけるにほんうなぎ稚魚の池入割当量の合計とする。
- 2 県内のうなぎ稚魚の採捕量が前項の上限に達すると知事が認めて指示した日以降は、うなぎ稚魚を採捕してはならない。
 - 3 全国のうなぎ養殖業の池入数量の管理のために国からのうなぎ稚魚の採捕停止の要請に基づき知事が指示した日以降は、うなぎ稚魚を採捕してはならない。

(報告の義務)

第7条 許可を受けた者は、採捕量、集荷量、販売量及び現場巡回指導の状況について、次の表の左欄に掲げる漁業時期の期間ごとに取りまとめ、同表の右欄に掲げる報告期日までに様式1及び様式2により知事に報告しなければならない。ただし、同表の右欄に掲げる報告期日が高知県の休日~~を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日~~に当たるときは、その日後の直近の県の休日以外の日を報告期日とする。なお、この条の規定による報告徴収は、漁業法（昭和24年法律第267号）第176条第1項の規定に基づくものとする。

漁業時期の期間(各月ごと)	報告期日
1日から同月15日まで	同月25日
16日から同月末日まで	翌月10日

- 2 前項の規定にかかわらず知事が求めたときは、許可を受けた者は、採捕量、集荷量、販売量及び指導の状況を取りまとめ、指定された期日までに書面をもって知事に報告しなければならない。
- 3 許可を受けた者は、知事の指示する日時及び漁業時期の期間の終了後、採捕量、集荷量及び販売量の状況を取りまとめ、速やかに書面をもって知事に報告しなければならない。
- 4 許可を受けた者が第1項の規定による報告を正しく行わなかった場合は、当該報告期日の属する年度の翌年度の許可すべき漁業者の数から当該許可を受けた者であって同項の規定による報告を正しく行わなかったものの数を差し引くものとする。

(許可等の申請)

第8条 許可等の申請の種類は、次に定めるとおりとする。
(1) 新規・更新許可申請（規則第11条）

新	旧
<p>ア 新たに知事許可漁業の許可を受けようとするとき。</p> <p>イ 前年に当該漁業の許可を受けていた者が改めて申請しようとするとき。</p> <p>(2) 変更許可申請（規則第 16 条） 許可を受けた者が、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするとき。</p> <p>(3) 許可証の書換え交付申請（規則第 27 条） 許可を受けた者の許可証の記載事項に変更が生じたとき（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき。）。</p> <p>(4) 許可証の再交付申請（規則第 28 条） 許可を受けた者が、許可証を亡失し、又は毀損したとき。</p> <p>2 前項各号の申請に必要な書類及び知事が必要と認める書類は、別表 2 のとおりとする。</p> <p>3 知事は、別表 2 に定める書類のほか、許可の判断に必要があると認める書類の提出を求めることができる。</p> <p>(許可の基準) 第 9 条 許可を受けようとする者の数が第 5 条第 2 号に規定する許可すべき漁業者の数の上限を超えた場合は、知事が別に定める「うなぎ稚魚漁業の許可の基準」により、許可を受けようとする者を順位付けし、許可を受ける者を決定するものとする。</p> <p>(集出荷体制) 第 10 条 許可を受けようとする者は、集荷又は出荷の業務を<u>代行させようとする者</u>と代行契約を締結し、集出荷業務を代行させることができる。</p> <p>2 許可を受けようとする者は、様式 3 及び様式 4 により集荷又は出荷の業務をしようとする者を知事に届け出るものとする。</p> <p>3 集荷又は出荷の業務を代行させようとする者は、規則第 10 条第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>4 許可を受けようとする者は、集荷又は出荷の業務を代行させようとする者が前項に該当しないこと等についての誓約書（様式 9）を知事に提出しなければならない。</p> <p>5 許可を受けようとする者は、許可申請の締切日から遡って 1 年間に</p>	<p>ア 新たに知事許可漁業の許可を受けようとするとき。</p> <p>イ 前年に当該漁業の許可を受けていた者が改めて申請しようとするとき。</p> <p>(2) 変更許可申請（規則第 16 条） 許可を受けた者が、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするとき。</p> <p>(3) 許可証の書換え交付申請（規則第 27 条） 許可を受けた者の許可証の記載事項に変更が生じたとき（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき。）。</p> <p>(4) 許可証の再交付申請（規則第 28 条） 許可を受けた者が、許可証を亡失し、又は毀損したとき。</p> <p>2 前項各号の申請に必要な書類及び知事が必要と認める書類は、別表 2 のとおりとする。</p> <p>3 知事は、別表 2 に定める書類のほか、許可の判断に必要があると認める書類の提出を求めることができる。</p> <p>(許可の基準) 第 9 条 許可を受けようとする者の数が第 5 条第 2 号に規定する許可すべき漁業者の数の上限を超えた場合は、知事が別に定める「うなぎ稚魚漁業の許可の基準」により、許可を受けようとする者を順位付けし、許可を受ける者を決定するものとする。</p> <p>(集出荷体制) 第 10 条 許可を受けようとする者は、集荷又は出荷の業務を<u>代行させる者</u>と代行契約を締結し、集出荷業務を代行させることができる。</p> <p>2 許可を受けようとする者は、様式 3 及び様式 4 により集荷又は出荷の業務をしようとする者を知事に届け出るものとする。</p> <p>3 集荷又は出荷の業務を代行させようとする者は、規則第 10 条第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>4 許可を受けようとする者は、集荷又は出荷の業務を代行させようとする者が前項に該当しないこと等についての誓約書（様式 9）を知事に提出しなければならない。</p> <p>[追加]</p>

新	旧
<p><u>集荷又は出荷の業務を代行させようとする者（当該業務に携わる者を含む。）が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該者に集荷又は出荷の業務を代行させることができない。</u></p> <p><u>(1) 漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたこと。</u></p> <p><u>(2) 漁業法第 176 条第 1 項の規定に基づく検査を拒み、妨げ、又は忌避したこと。</u></p> <p><u>(3) うなぎ稚魚の集出荷体制に関する届出がされていない操業区域で集荷を行ったこと又は第 1 項の代行契約を締結していない許可を受けた者の漁業従事者から集荷を行ったこと。</u></p> <p><u>6 前項の規定は、違反行為に対する司法処分の有無にかかわらず、適用することができるものとする。</u></p> <p>(漁業従事者)</p> <p>第 11 条 漁業従事者とは、うなぎ稚魚の採捕を行う者（許可を受けた者自らが採捕する場合も含む。）とし、様式 6 により漁業従事者の名簿を知事に届け出るものとする。</p> <p>2 許可を受けようとする者は、漁業従事者と雇用契約を締結する等、許可を受けた者との関係を明確にしておくこととし、許可を受けた者は、<u>漁業従事に係る確認書（様式 10）の内容を漁業従事者に理解させるとともに、当該確認書に署名させなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の確認書の原本は許可を受けた者が、複写物は漁業従事者がそれぞれ保管しなければならない。</u></p> <p>4 漁業従事者は、規則第 10 条第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>5 許可を受けようとする者は、漁業従事者が前項に該当しないこと等についての誓約書（様式 9）を知事に提出しなければならない。</p> <p>6 同一操業区域（地区）において許可を受けようとする者が複数いる場合は、当該複数の漁業従事者名簿に同一の漁業従事者を重複して記載することはできない。</p> <p><u>7 許可を受けた者が適正操業又は海難事故の防止を目的とする措置（漁業従事者への適正操業の啓発、救命胴衣やウエットスーツの着用指示、GPS 装置の配布等）を講じた場合、漁業従事者はそれに従わなければならない。</u></p> <p><u>8 許可申請の締切日から遡って 1 年間に次の各号のいずれかに該当した場合には、漁業従事者になることができない。</u></p>	<p>[追加]</p> <p>(漁業従事者)</p> <p>第 11 条 漁業従事者とは、うなぎ稚魚の採捕を行う者（許可を受けた者自らが採捕する場合も含む。）とし、様式 6 により漁業従事者の名簿を知事に届け出るものとする。</p> <p>2 許可を受けようとする者は、漁業従事者と雇用契約を締結する等、許可を受けた者との関係を明確にしておくこと。</p> <p>[追加]</p> <p>3 漁業従事者は、規則第 10 条第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>4 許可を受けようとする者は、漁業従事者が前項に該当しないこと等についての誓約書（様式 9）を知事に提出しなければならない。</p> <p>5 同一操業区域（地区）において許可を受けようとする者が複数いる場合は、当該複数の漁業従事者名簿に同一の漁業従事者を重複して記載することはできない。</p> <p>[追加]</p> <p>6 許可申請の締切日から遡って 1 年間にうなぎ稚魚の採捕を違法に行ったことが明らかになった者は、漁業従事者になることができない。</p>

新	旧
<p>(1) うなぎ稚魚の採捕を違法に行ったこと。</p> <p>(2) 漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたこと。</p> <p>(3) 漁業法第 176 条第 1 項の規定に基づく検査を拒み、妨げ又は忌避したこと。</p> <p>9 前項の規定は、違反行為に対する司法処分の有無にかかわらず、適用することができるものとする。</p> <p>(許可を受けようとする者ごとの漁業従事者数の割り当て)</p> <p>第 12 条 同一操業区域（地区）において許可を受けようとする者が複数いる場合であって、それらの者が申請した漁業従事者数の合計が第 5 条第 2 号の漁業従事者の上限数を上回った場合は、次に掲げるところにより漁業従事者数を割り当てるものとする。</p> <p>(1) 前年に当該漁業の許可を受けていた者が改めて申請したときは、その者の前年の漁業従事者数を上限に、他の申請した者より優先して漁業従事者数を割り当てること。</p> <p>(2) 前号の規定により割り当てた漁業従事者数が第 5 条第 2 号の漁業従事者の上限数を下回った場合は、前年に当該漁業の許可を受けていた者と他の申請した者で下回った差数を等分するものとし、漁業従事者の上限数を等分した場合に発生した端数は切り捨てるものとする。</p> <p>(3) 前号の等分した数を下回る漁業従事者数を申請した者があった場合は、当該等分した数との差数を他の許可を受けようとする者に割り当てるものとし（他の許可を受けようとする者が複数いる場合には等分して割り当てる。）、漁業従事者の上限数を等分した場合に発生した端数は切り捨てるものとする。</p> <p>附 則 この方針は、令和 5 年 9 月 27 日から施行する。</p> <p>附 則 1 この方針は、令和 6 年 月 日から施行する。</p> <p>2 第 5 条第 9 号、第 10 条第 5 項並びに第 11 条第 8 項第 2 号及び第 3 号の規定は、令和 6 年 月 日以後にした行為について適用し、同日前にした行為については、なお従前の例による。</p>	<p>[追加]</p> <p>(許可を受けようとする者ごとの漁業従事者数の割り当て)</p> <p>第 12 条 同一操業区域（地区）において許可を受けようとする者が複数いる場合であって、それらの者が申請した漁業従事者数の合計が第 5 条第 2 号の漁業従事者の上限数を上回った場合は、<u>漁業従事者の上限数を等分するものとする。ただし、許可を受けようとする者の中に当該等分した数を下回る漁業従事者数を申請した者があった場合は、当該等分した数との差数を他の許可を受けようとする者に割り当てるものとする（他の許可を受けようとする者が複数いる場合には等分して割り当てる。）</u>。なお、漁業従事者の上限数を等分した場合に発生した端数は切り捨てるものとする。</p> <p>[上記を 2 号に分割し、必要な事項を追加]</p> <p>附 則 この方針は、令和 5 年 9 月 27 日から施行する。</p>

新

別表 1

1 操業区域（地区）ごとの許可すべき漁業者の数及び第11条に規定する漁業従事者の数

操業区域	地区	許可すべき漁業者の数	漁業従事者の数
操業区域 1	野根	2	12
操業区域 2	室戸	2	2
操業区域 3	吉良川	2	5
操業区域 4	奈半利	2	90
操業区域 5	田野	3	50
操業区域 6	安田	2	41
操業区域 7	安芸	5	58
操業区域 8	赤野	2	12
操業区域 9	和食	2	7
操業区域 10	手結	2	42
操業区域 11	岸本	2	20
操業区域 12	赤岡	3	120
操業区域 13	吉川	3	94
操業区域 14	久枝	2	32
操業区域 15	香西	2	40
操業区域 16	浜改田	2	9
操業区域 17	十市	2	12
操業区域 18	御豊瀬	2	30
操業区域 19	浦戸 1	2	83
操業区域 20	浦戸 2	2	55
操業区域 21	春野町甲殿	3	71
操業区域 22	春野町仁淀川	3	15
操業区域 23	新居	2	27
操業区域 24	宇佐	3	68
操業区域 25	深浦	2	4
操業区域 26	須崎 1	2	32
操業区域 27	須崎 2	2	25
操業区域 28	須崎 3	2	51
操業区域 29	久礼	2	6
操業区域 30	佐賀	3	144

旧

別表 1

1 操業区域（地区）ごとの許可すべき漁業者の数及び第11条に規定する漁業従事者の数

操業区域	地区	許可すべき漁業者の数	漁業従事者の数
操業区域 1	野根	2	12
操業区域 2	室戸	2	2
操業区域 3	吉良川	2	5
操業区域 4	奈半利	2	91
操業区域 5	田野	3	50
操業区域 6	安田	2	41
操業区域 7	安芸	5	58
操業区域 8	赤野	2	12
操業区域 9	和食	2	7
操業区域 10	手結	2	42
操業区域 11	岸本	2	20
操業区域 12	赤岡	3	120
操業区域 13	吉川	3	94
操業区域 14	久枝	2	32
操業区域 15	香西	2	40
操業区域 16	浜改田	2	9
操業区域 17	十市	2	12
操業区域 18	浦戸 1	2	83
操業区域 19	浦戸 2	2	55
操業区域 20	御豊瀬	2	30
操業区域 21	春野町甲殿	3	71
操業区域 22	春野町仁淀川	3	15
操業区域 23	新居	2	27
操業区域 24	宇佐	3	68
操業区域 25	深浦	2	5
操業区域 26	須崎 1	2	32
操業区域 27	須崎 2	2	25
操業区域 28	須崎 3	2	51
操業区域 29	久礼	2	6
操業区域 30	佐賀	3	144

新				旧			
操業区域 31	上川口	4	41	操業区域 31	上川口	4	41
操業区域 32	入野	5	31	操業区域 32	入野	5	31
操業区域 33	田野浦	2	18	操業区域 33	田野浦	2	18
操業区域 34	下田	5	149	操業区域 34	下田	5	149
操業区域 35	下ノ加江	2	16	操業区域 35	下ノ加江	2	16
操業区域 36	小筑紫	3	50	操業区域 36	小筑紫	3	50
操業区域 37	片島	2	<u>36</u>	操業区域 37	片島	2	<u>70</u>
操業区域 38	松田川	2	32	操業区域 38	松田川	2	32
操業区域 39	仁淀川	6	288	操業区域 39	仁淀川	6	288
操業区域 40	四万十川	6	475	操業区域 40	四万十川	6	475
操業区域 41	高知市内水面	2	13	操業区域 41	高知市内水面	2	13
操業区域 42	新川川	2	20	操業区域 42	新川川	2	20
操業区域 43	須崎市内水面	2	5	操業区域 43	須崎市内水面	2	5
操業区域 44	福良川	2	10	操業区域 44	福良川	2	10
計		115	<u>2441</u>	計		115	<u>2477</u>

2 操業区域

(1) 操業区域 1 ～ (17) 操業区域 17 [略]

(18) 操業区域 18 (御畳瀬)

点の位置

- 基点甲 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点
- 基点乙 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点
- 基点丙 高知市えびす碇

次に掲げる区域

ア 甲から磁針方位167度線の線及び乙から磁針方位170度線の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域。ただし、丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線より湾奥部を除く。

イ 丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線及び高知市横浜灘草の鼻南端から高知市仁井田新ヶ鼻「埋立地北端」を結ぶ直線で区切られた海域。ただし、航路を除く。

[削除]

2 操業区域

(1) 操業区域 1 ～ (17) 操業区域 17 [略]

(18) 操業区域 18 (浦戸 1)・・・[区域番号18から19に変更]
[略]

(19) 操業区域 19 (浦戸 2)・・・[区域番号19から20に変更]
[略]

(20) 操業区域 20 (御畳瀬)・・・[区域番号20から18に変更]

点の位置

- 基点甲 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点
- 基点乙 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点
- 基点丙 高知市えびす碇

次に掲げる区域

[追加]

ア 丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線及び高知市横浜灘草の鼻南端から高知市仁井田新ヶ鼻「埋立地北端」を結ぶ直線で区切られた海域。ただし、航路を除く。

イ 高知市浦戸えびす碇から真方位334度34分の線以東の外海の

新	旧
<p>ウ 新川川の高知市梶ヶ浦渡船場から右岸導流堤基部を見通した線から上流の区域。ただし、高知市春野町の区域を除く。</p> <p>エ 国分川本流の高知市旧青柳橋から上流の高知市の区域</p> <p>オ 国分川支流久万川と同川と国分川本流との合流点から上流の区域</p> <p>カ 国分川支流舟入川の高知市の区域</p> <p>キ 下田川の高知市旧五台山橋から上流の高知市の区域</p> <p>ク 十津川の県道種崎線の高知市弥生橋から上流の高知市の区域</p> <p>ケ 竹島川の高知市孕橋から上流の区域</p> <p>コ 高知市港橋（棧橋通五丁目）から上流の河川の区域</p> <p>(19) <u>操業区域19（浦戸1）・・・〔区域番号18から19に変更〕</u> 〔略〕</p> <p>(20) <u>操業区域20（浦戸2）・・・〔区域番号19から20に変更〕</u> 〔略〕</p> <p>(21) 操業区域21～（33）操業区域33 〔略〕</p> <p>(34) 操業区域34（下田） 下田漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権のうち共第1,059号の漁場区域</p> <p>(35) 操業区域 35～（44）操業区域 44 〔略〕</p>	<p><u>うち高知市種崎赤灯から同市浦戸御殿の鼻航路導標跡を結ぶ線以北の区域</u></p> <p>ウ 新川川の高知市梶ヶ浦渡船場から右岸導流堤基部を見通した線から上流の区域。ただし、高知市春野町の区域を除く。</p> <p>エ 国分川本流の高知市旧青柳橋から上流の高知市の区域</p> <p>オ 国分川支流久万川と同川と国分川本流との合流点から上流の区域</p> <p>カ 国分川支流舟入川の高知市の区域</p> <p>キ 下田川の高知市旧五台山橋から上流の高知市の区域</p> <p>ク 十津川の県道種崎線の高知市弥生橋から上流の高知市の区域</p> <p>ケ 竹島川の高知市孕橋から上流の区域</p> <p>コ 高知市港橋（棧橋通五丁目）から上流の河川の区域</p> <p>(21) 操業区域21～（33）操業区域33 〔略〕</p> <p>(34) 操業区域34（下田） 下田漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権のうち共第1,059号の漁場区域。<u>ただし、四万十川の四万十市初崎立岩漁場基点と四万十市下田四万十川河口左岸国土交通省0メートル距離標とを結んだ線から上流の区域を除く。</u></p> <p>(35) 操業区域 35～（44）操業区域 44 〔略〕</p>

別表 2

申請区分		許可申請		変更許可申請	書換交付申請	再交付申請	備考
		許新規申請	許更新申請				
必要書類等							
漁業許可申請書		○	○				
変更許可申請書				○			
書換交付申請書					○		
再交付申請書						○	
許可証返納届			△	△	△		許可証返納不能の場合
現有許可証			○	○	○		
申請手数料		△	△	△			2級船 (K02) の場合のみ、①許可申請 2,900 円②変更許可申請 2,400 円分の県証紙
知事が必要と認める書類	集出荷体制に関する届出書 (様式 3)	○	○	○	○		集出荷者名簿 (様式 4) も併せて提出 変更する場合は変更届 (様式 5) を提出
	漁業従事者名簿 (様式 6)	○	○	○	○		
	うなぎ稚魚漁業の従事者標識届 (様式 7)	○	○	○	○		
	誓約書 (様式 8)	○	○	○			
	暴力団排除に関する誓約書 (様式 9)	○	○	○	○		漁業従事者及び集出荷業務する者が暴力団員等でないこと
	操業区域の漁業協同組合の同意書	△	△	△	△		操業区域に漁業権がある場合
	操業区域に隣接する内水面漁業協同組合の同意書	△	△	△	△		操業区域がうなぎの第 5 種共同漁業権が設定されている河川と隣接する場合
	漁協の推薦書	△	△	△	△		漁協から推薦書が得られた場合
	船舶使用承諾書	△	△				船舶の所有者でない者 (使用者) が申請する場合
適格性申立書		○	○				

○：必ず提出する書類、△：備考に当てはまる場合には提出する

別表 2

申請区分		許可申請		変更許可申請	書換交付申請	再交付申請	備考
		許新規申請	許更新申請				
必要書類等							
漁業許可申請書		○	○				
変更許可申請書				○			
書換交付申請書					○		
再交付申請書						○	
許可証返納届			△	△	△		許可証返納不能の場合
現有許可証			○	○	○		
申請手数料		△	△	△			2級船 (K02) の場合のみ、①許可申請 2,900 円②変更許可申請 2,400 円分の県証紙
知事が必要と認める書類	集出荷体制に関する届出書 (様式 3)	○	○	○	○		集出荷者名簿 (様式 4) も併せて提出 変更する場合は変更届 (様式 5) を提出
	漁業従事者名簿 (様式 6)	○	○	○	○		
	うなぎ稚魚漁業の従事者標識届 (様式 7)	○	○	○	○		写真付きの標識とする
	誓約書 (様式 8)	○	○	○			
	暴力団排除に関する誓約書 (様式 9)	○	○	○	○		漁業従事者及び集出荷業務する者が暴力団員等でないこと
	操業区域の漁業協同組合の同意書	△	△	△	△		操業区域に漁業権がある場合
	操業区域に隣接する内水面漁業協同組合の同意書	△	△	△	△		操業区域がうなぎの第 5 種共同漁業権が設定されている河川と隣接する場合
	漁協の推薦書	△	△	△	△		漁協から推薦書が得られた場合
	船舶使用承諾書	△	△				船舶の所有者でない者 (使用者) が申請する場合
適格性申立書		○	○				

○：必ず提出する書類、△：備考に当てはまる場合には提出する